

近代の僧服改正・改良・改造論をめぐって

川 口 高 風

一 現代の僧侶の服装

僧服は仏法服を略した法服ともいわれ、広い意味では袈裟のみならず坐具、褌衫、裙子、それに中国で成立した直裾や我が国で生まれた改良衣、作務衣など、僧侶の身につけるものすべてをさすようになった。しかし、本来は釈尊が制定した仏弟子の衣服すなわち袈裟を意味する。

袈裟は、インドでは身体をおおい寒熱を防ぐものであったが、仏教が中国に伝わると、寒熱を防ぐ衣服はすでにあるところから、その上に搭けて仏弟子の威儀を整えるものとなった。日本では皇室を中心に受容せられ、僧侶も国家の規制下に入り、法服も宮廷の貴族の服装に準じて規定せ

近代の僧服改正・改良・改造論をめぐって（川口）

られた。さらに仏教の宗派が生まれるや法衣の形態も宗派によって異なるようになった。

このように、元来は大きな布を細かく裁断して縫い合わせ、壊色に染めた五、七、九条の三衣が仏弟子の衣服であった。仏教が中国や日本に伝来し気候、風土、風俗が異なるのに従って、袈裟の下に着るものも法衣の一種とみなされるようになった。

現代日本の僧侶の服装は正装（正服）と略装（略服）に分けられる。正装とは司祭者の地位を表現するものであり、正式の法要時に被着する袈裟や直裾を着た姿である。略装は明治期以後に定まったものが多く、改良衣、改良服とも称された。洋服の形式がとり入れられたものもあり、戦後

近代の僧服改正・改良・改造論をめぐって（川口）

は洋僧衣と呼ばれていた。略装は宗派による名称や形式は統一されておらず、各宗派で自由に拡大解釈して独自の形式が整えられていった。⁽¹⁾しかし、略装（略服）という概念は各宗派ともに共通している。

二 明治政府の僧侶に対する規定

明治政府の神仏分離、廃仏毀釈の政策は、仏教界に大変革をもたらした。また、僧侶に対する方針の変革も行われており、特に明治五年四月二十五日に布告された太政官布告第一三三三号は、

自今僧侶肉食妻帯蓄髪等可為勝手事

但法用ノ外ハ人民一般ノ服ヲ着用不苦候事

と僧侶の肉食、妻帯、蓄髪⁽¹⁾の禁を解いた。さらに、江戸期までの僧侶は法服の着用しか認められなかったのに対し、法要の外は法服以外の平服の着用が許されることになった。これは政府が僧侶を一般人と同じであるとする考えの政策をとったためといわれる。ただ、僧侶は平服の着用といっても全くの俗服になることには抵抗があったようで、法衣が日常生活では不便であったところから、法衣らしく簡易

なものが規準となり、平常用の略法衣が創作され始められた。略法衣は各宗派ごとに自由な立場で検討が加えられ、各宗派での規定もなかったが、平服着用の自由がもたらした結果のものといえよう。そのため着用が先になり、規定が後から承認されるという形になった。その他、政府のとった僧侶に対する主な規定をあげてみると、

明治	年	月	日	規	定
五年	二月	二十八日		諸寺院より差許される僧位僧官を廃す。	
	四月	二十五日		僧侶の肉食妻帯蓄髪勝手たるべき件。	
	六月	十二日		僧尼服忌の儀は、今より人民一般の服忌を受くべき事。	
	八月	八日		勅許になっていた僧官が廃止される。	
	九月	十四日		僧侶に苗字が設けられる。	
	十月	十九日		僧侶の托鉢を厳禁される。	
六年	一月	二十二日		既達（布告第一三三三号）については、比丘尼も蓄髪肉食縁付等自由たるべき件。	
	二月	十四日		由利滴水ら教部省へ「僧侶衣服之儀ニ	

四月	二日	付願」を出す。
七月	一月二十日	政府は「書面服制之儀ハ当分従前ノ儘被差置候事」と命ずる。
三月		僧尼の族籍を定める。
八年十一月		僧侶札制の制を定める。
十四年	八月十五日	僧尼編籍処分を達せられる。
十七年	八月十日	僧侶托鉢免許方並に心得を公布される。
		神仏教導職を廃し、寺院の住職を任免して教師の等級を進退することを管長に委任す。宗制を定めて内務卿の認可を得るべく命ぜられた。
十一月	一日	寺院住職の任免は、宗制認可まで管長限処分届出方を達せられる。
十八年	五月二十八日	「曹洞宗宗制」を内務卿が認可する。

となり、僧侶の規定が政府の力ではずされるとともに、官僧としての立場を失った。また、僧侶の地位は国家の任免から離れたのである。

近代の僧服改正・改良・改造論をめぐって（川口）

三 「曹洞宗宗制」での略服

明治十八年五月に「曹洞宗宗制」が制定されたが、それまでの曹洞宗の様子をみると、嘉永三年より文久元年迄の十二年にわたる永平寺、総持寺の三衣紛争のしこりを解決するため、政府は明治五年三月、両大本山の盟約の締結を懲慥し、両本山はこの勧告を受けて、両寺一体の盟約書を交換した。そして同年十月三十日には、両本山の碩徳による会議の結果の七条を全国録司に達示した。その最初に、宗門の衣体のことがあり、

一 宗僧侶衣体ノ儀自今志趣次第タルベシ両本山拝登ノ節タリトモ同様ノ事其他国法山法抔ト唱ヒ一国一山限リノ異論申立間布事

これによれば、志趣次第といい、両本山拝登の際も同様で、各地方、各寺院の山風を認め、異論を出さないことが布達された。その後、同十二年三月には、先の同五年三月の両本山協和盟約の演達と要領を継承し、両本山一体の書面を交換して政府へ届け、さらに全国末派寺院へも布達して、その条約を永世格守すべしとした。その盟約書の第八条を

近代の僧服改正・改良・改造論をめぐって（川口）

みると、

衣体及行法ハ永瑩清規ノ内各自ノ志趣ニ任セテ遵守セシムルモノナレバ両山々内ヲ除ノ外何レノ国何レノ寺ヲ問ハズ其制限ヲ立ツ可ラザル者トス

但衣体行法ヲ異ニスル所以ニ因リ末派ヲ見ルニ彼我ノ偏執アル可ラズ

とあり、両本山の協和的条件が規定せられている。

明治十七年八月十日、政府は神仏教導職を廃し、住職任免、教師の等級などを各宗管長に委任した。そして、新たに宗制を定めて認可をとるべく官達があり、宗門は宗制の編成に着手し始めた。翌同十八年四月、管長の総持寺貫首畔上棟仙禪師より政府へ宗制を提出した。しかし、この宗制は第一号両山盟約、第二号本末憲章というように、宗門を統轄する宗務制度のため、具体的な行法は述べられておらず、仏教を布演するために、各々の規式を遵守せよという概論的なものであった。衣体については、第三号寺法条規の第十条に、

寺院ノ衣体行法ハ各自ノ志趣ニ任セテ制限ヲ立テザルコト両本山盟約第八条ノ通りタルベシ

衣体トハ七条以上ノ袈裟ニシテ環紐ノ有無並ニ五条衣掛絡等ヲ云

とあり、やはり、両大本山別々の区々不統一であった。そのため、曹洞宗として統一した宗制の衣体制度を作らねばならないところから滝谷琢宗と畔上棟仙は熟議され、各地方の碩学にも相談して同十九年五月に「衣体ヲ齊整スルノ御諭告」が成った。その諭告をまとめてみると、

一、五条衣はすべて掛絡、七条衣以上は環紐なきものを用いる。ただし、七条衣以上は、各自の身体の大小に随つて肘の長短を定め、掛絡は一尺を最小の量として、それより小さいものは受用してはならない。

二、歴代祖師、開山などの伝衣は、各寺院伝承の宝物として、環紐があつても改整せずにそのままよい。ただし、被着受用してはならない。

三、全国末派寺院の衣体改整期限は、明治二十一年一月一日限りである。それ以後、改整しない者は、管長が教誡するという。ただし、六十歳以上の老僧は、自己一身に限り、曹洞宗務局へ願出れば、旧来のままでよい。

となり、一応、曹洞宗として統一した衣体の規程はできた。その後の曹洞宗の主な服制の規程の発展をあげてみると、同二十九年六月には、色衣を着用する特許規程（曹洞宗末派寺院僧侶色衣着用特許規程）が制定せられた。それによると、紫、黄、緋の三色以外の色衣を寺院に対して永世特許し、代々の住職はそれを継承する永代色衣と、僧侶個人に対して終身特許する一代色衣に関するもので、永代色衣着用の特許は、一等か二等法地寺院、また、伽藍堂宇を完備している寺院、一代色衣とは、六等准教師以上で布教、教学に尽力した徳望者、世寿三十五歳以上で法臘二十歳以上の者、一等から三等の法地寺院住職者が両本山及び宗務局、管轄宗務支局に報恩金、披露金、謝金などを納めて特許されたのであった。このように、具体的な色衣着用の規程が生まれるとともに、同三十六年十二月十五日には、「曹洞宗服制規程」を制定し、同三十九年一月より施行するところであったが、同三十八年十月一日、他の制度上の諸規程と重大な関係があるため、諸規程の制定施行に至るまで、延期する普達が出され、実施はされなかった。大正二年六月十日には、明治二十九年六月に制定された「曹洞

近代の僧服改正・改良・改造論をめぐって（川口）

宗末派寺院僧侶色衣着用特許規程」を改正する「曹洞宗末派寺院僧侶色衣着用特許法」が發布された。その論達によると、

宗門ノ衣体ニ関シテハ曩ニ服制法ヲ發布シアルモ之カ
關係法規ノ制定ニ至ルマテ其ノ施行ヲ延期セリ然ルニ
近年末派寺院僧侶ノ間ニ於テ往々寺格又ハ分限ヲ僭越
シテ法服ヲ被着シ秩序ヲ紊乱スル者アルヤノ趣加之能
化ノ力充実シアルモ下級法地ノ寺院ニ住職セル為メ未
建法幢ナル者ニシテ布教興学ノ任ニ当リタル場合色衣
被著ノ途之ナキニ依リ今般宗法第三十二号ヲ以テ末派
寺院僧侶色衣着用特許法ヲ改正發布セラレ特ニ服制ヲ
嚴ニシ其ノ時弊ヲ矯ムルト共ニ檀信化益ノ上ニ於テ信
念ヲ増進セシムルモノトス依テ末派一般僧侶ハ自今相
互ニ戒勅シ各自其ノ寺格及分限ニ応シテ成規ニ準スル
手續ヲ為シ規定ニ抵触セサル様齊シク此ノ意ヲ体認シ
以テ其ノ本分ヲ完ウセンコトヲ期スヘシ

大正二年六月十日

総務心得 沖津元機
庶務部長 栗木智堂
教学部長 栗木智堂

近代の僧服改正・改良・改造論をめぐって（川口）

人事部長 青山物外

財務部長 有田法宗

とあり、寺格や分限を越えて法服を被着し、秩序を乱す者がいるとの理由から、色衣とは直褌を総称するものとし、一代色衣着用特許者を入衆以後十年以上の法臘を有して転衣許可を得た者、さらに、法地寺院住職及び前住職とし、この規格外にも布教、教学などに抜群の功績をたてた者という人物本位のものとなった。

さて、実施が延期されていた服制規程は、大正十三年九月に「曹洞宗僧侶服制」と改称し、内容も再改正して発布された。さらに、その服制の第十四条に規定する色衣、並びにそれに準ずる壊色衣及び第十三条に規程する特衣の緋衣の特許に關し、「曹洞宗寺院僧侶直褌着用特許令」も発布され、従来の「曹洞宗寺院僧侶色衣着用特許令」を廃止したのである。したがって、「曹洞宗僧侶服制」により、総則、袈裟、直褌などが規程されたものの、直褌は「曹洞宗寺院僧侶直褌着用特許令」によって、より具体的に規程され、翌同十四年一月一日より施行された。特に直褌については、正式の資格がなくても、その資格相当の直褌を使

宜上借りて着る借衣しゃくえの制度が生まれ、永代色衣地寺院住職及び一代色衣着用特許者以外三法幢会地寺院住職、結制以上の者、准建法幢の許状を得た者に、借衣の緋衣の特許したのである。

さらに、「曹洞宗僧侶服制」では、第五章に略服の項が設けられ、

第五章 略服

第三十二条 略服ノ裁制ハ別記図案ノ如ク一定スヘシ

第三十三条 略服ハ総テ無地黒色トス

第三十四条 略服ハ法要以外ニ於テ直褌ニ代用シテ之ヲ

着用スルモノトス

第三十五条 最モ如法嚴肅ヲ要スル場合ノ説教ヲ除キ法

話演説等ノ際略服ヲ直褌ニ代用スコトヲ得

第三十六条 海外布教師從軍布教師又ハ特殊ノ事情ニ在ル

者ハ特ニ洋服ヲ以テ略服ト為スコトヲ得

第三十七条 略服着用ノ際ハ資格相当ノ掛絡ヲ被著スヘシとあるように、法要以外にも直褌の代わりに着用することができ、また、海外布教師、從軍布教師などは、洋服を略服とすることができることを制定し、直褌を簡略化したも

のが、宗門の制度によって公認されたのである。そして、洋服が宗制の上で正式に認められたのであった。

昭和二十六年四月に宗教法人法が公布されたため、その実施に対応する宗教法人曹洞宗規則案及び関連する宗制の改正が行われ、翌同二十七年三月、宗教法人「曹洞宗」規則及び諸規程が制定せられ、新しい「曹洞宗服制規程」が施行されることになった。それによると正服と略服が分けられており、正服は袈裟、衣（直綴^{マヤ}）、略服は帽子、掛絡衣（直綴^{マヤ}）、行衣、洋行衣）、帽子（利久帽子）となっている。なお、行衣とは作務衣、洋行衣は背広などの洋服を意味するものであろう。第二条には、

第二条 法要修行の際には正服を被著し、法要以外の場合には、正服又は略服を被著する。但し、会議、集会等の際には、洋服の上に掛絡を被著した略式でもよい。とあり、洋服の上に掛絡を被著する略式が僧侶の服装で一般化したのである。同五十七年四月の服制規程では、法要時被著の正服が袈裟、直綴、帽子、護襟で、略服は掛絡、衣（直綴、行衣、洋行衣）、帽子（利久、不老帽子）となっている。

近代の僧服改正・改良・改造論をめぐって（川口）

四 明治、大正期に出てきた僧服論

明治五年四月二十五日の太政官布告第一三三三号により、法要以外は平服の着用が政府によって許された。それ以来、僧侶の服制改良が唱えられている。

最初に、明治六年二月十四日、宗派によって衣体が異なるところから衣体一定の制を政府へ願ひ上げた。

僧侶衣服之儀ニ付願

今般各宗僧侶八大区へ派出ノ義ニ付衣服ノ制従前之通ニテハ門戸ノ見ヲ競ヒ同心協力ノ姿不相見各宗集会ノ節不都合ノ儀有之候テハ不相濟候間各宗教正協議ノ上僧侶教導職ノ衣服制度別冊ノ通り等級ヲ分チ一様ニ致確定度存候此段速ニ御許可被成下候様奉願候也

明治六年二月十四日

大教正 由利 滴水

外六名連署

教部省御中

それに対し、政府は四月二日に

書面服制之儀ハ当分従前の儘被差置候事

近代の僧服改正・改良・改造論をめぐって（川口）

明治六年四月二日

と願意を廃棄している。政府は制度を定めることがあるものの、衣体の異なることは宗派が異なることを表明しているのと同じため、法衣の制度まで変えることは行わなかった。同七年三月二十四日には、太政官布告第三十八号で神官教導職及び僧侶の礼服が定められ、

一 諸宗教導職ハ大礼服着用ノ節法衣ヲ可相用事

一 僧侶ハ法用之外礼服着用之節通常礼服又ハ法衣可相用

事

との二カ条が設けられた。すなわち各宗各派の法衣が僧侶の大礼服と定められたのである。

次に、明治十九年から二十二年頃に服制改良論が唱えられ、雑誌や新聞などで論戦が繰り広げられた。その論稿には、

有賀火洲「法衣全廃の報を聞いて感あり」（明治十九年三月

月「東洋宗教新聞」第十二号）

加藤恵證「僧服改良問答」（明治十九年六月「東洋宗教

新聞」第二十一号）

林 古芳「改服非急務論」（明治十九年九月～十一月

「東洋宗教新聞」第三十、三十二、三十三、三十四、三十五号）

林 古芳「改服非急務論の余勢」（明治二十年一月～二

月「東洋宗教新聞」第三十九～四十二号）

宇田川玉端「服制改良の可否」（明治二十年二月「東洋

宗教新聞」第四十二号）

などがあげられるが、「明教新誌」第二一四五号（明治二十年一月二十八日発行）には、

○僧服改良 曹洞宗大学林の生徒一同は去る十五日僧服改良の儀に付き講義館に於て大議會を開き種々討議の末僧服改良の事に決し其旨意を書面に認め其筋へ捧呈したりとそ如何の改良方法なるや聞く所に拠れば洋服依用の方案なりとか

とあり、明治二十年一月十五日に曹洞宗大学林の生徒が僧服改良の大討論会を開いており、洋服依用の方案のようであつた。

加藤恵證の「僧服改良問答」をみると、

○僧服改良問答 丹津楼主 加藤恵證

僧服を改良するの議論に付各地巡回中処々の僧俗に諮

詢するに僧侶は四十才以上の人と社会の風潮を知らざる人即ち新聞を読まざる人と頑固なる宗乗家を除くの外は改良に同意する者多し。又俗人輩は五十以上の翁媪と一丁字を知らざる愚民とを除く外は皆な改良論に賛成す然れば予も亦軽躁家と見做さるゝを厭はず僧服改良論の主張者たらざるを得ざる時節とはなれり

○或頑僧予に問て曰く僧にして仏衣を廢するを得るや答仏衣とは袈裟をこそ云へ長袖は支那の古服なり今の長袖を仏服と思ふは全く誤りなり○問如何なる服に改良するや答袖は手の形ちに從ひ袴は足の形ちに從ひて二本の足を一纏めにし或は手の下にぶら／＼する袋を附する如き製に非ず便利能き身体健康に適する服製にすべし○問然らば西洋服か答日本明治聖代の礼服にすべし(問者微笑) ○問袈裟は如何答是は仏服なれば洋服否新僧服の上に掛くべし○問洋服は身体健康に適する由は生理学の書にて承知せしか正座する時に窮屈に非ずや答僧侶の正座は結跏趺座なり結跏が出来ずは半跏趺座にして可なり若し日本流の御膝立を好まば仏蘭西風の袴に製せば更に窮屈に非ず(仏蘭西製は膝節の

近代の僧服改正・改良・改造論をめぐって(川口)

所広し) ○問数珠は廢するや答平生不断所持すべし○問通常服に止るや答演説説教勤行にも用ゆべし止を得ずんば演説説教に迄なりとも用ひたし○問本山より嚴達して一般に改正せしむるや答壓制するには及ばず新服旧服勝手たるべしとの達書を出すべし新服を厭忌する老僧にも用ひよと云に非ず○問新旧混交は見苦しからずや答見好くはあるまじ然し官吏杯の洋和混交と同様なり其混交も暫くのことにて天保老人死し去れば一汎新服になると掌を指すが如し○階級堂班は廢するや答廢するに及ばず袈裟にて區別すべし亦新服の色は黑白の二色に限る方宜しからん○問袈裟は各宗一体にするや答出来れば妙なれども行れまじ禪ならば落子天台なら疊五条真宗なら輪袈裟と云如き輕便の品を用ゆべし○問不品行の媒介とはならざるや答品行豈服製に關せんや寧ろ長袖にて酒肆妓樓に往來するよりは勝るべし予と雖ども改良服は品行を良正にするものとは主張せず只囚人重法の故に便服を着せよと云ふなり○問改良論は雜僧の理論のことと思ふ有名の耆宿にも論ずるものありや答論じて行はざるは雜僧にあり黙して実行

近代の僧服改正・改良・改造論をめぐって（川口）

するは日本十八高僧の一人にて文部大学講師学士会員
原坦山上人なり○茲に至りて問者驚駭声を卑くして曰
く長袖の世に輕蔑せらるゝは我輩も飽迄承知す先般も
和敬会員が長袖にて洋服の人を随行せしめしに茶屋の
下婢か茶を酌むにも随行を先にし宿屋の亭主か挨拶す
るにも本辨師を後にせしとを伝聞せりと予曰く今の話
は拙僧と英立雪のことなるべしと答へたれば問者弥よ
打驚き年こそ老たれ我も改良論に加入し玉はれと云て
去れり此問答を記して予か僧服改良論の第一稿とす

とある。また、「東洋宗教新聞」の編者の意見には、

東洋記者曰く吾僧侶改服論の如きは既に目下の一大問
題となり甲非乙是其論未だ一に帰せずと雖とも社会風
潮の激進は人力の支ふ所にあらされは早晚必ず僧服改
良の機に至るは亦疑ふ可きにあらされ共林氏も既に論
せられし如く吾仏家にして目下急眉の改良を要す可き
唯茲に止まらずされは記者の思考にては改服緩急の如
何は社会風潮の如何に相伴ふの勢理に一任し吾輩の熱
望して有志に冀ふ所のは西洋十九世紀の将来に向
て吾仏教を拡張して百折不撓よく当時代の人智を制服

するに足る人材を今日に培養せんと欲するに在りされ
は林氏も前章にて痛論されし如く教学の科業書を精密
にすると共に智徳壯活なる良教師を其校林くゝに配置
し授業中知らすく生徒の精神をして活発奮起せしめ
成業の後は競ふて法城堅固の策を講ずる様薰陶せしむ
るこそ望みても亦望ましきことなり実に固陋の頑道徳
に泥酔して文明時代の活智識に伴れて發明せし新道徳
を夢にたも知らざる如き盲者とは共に文明の進達を謀
る可らず吾仏家文明時代の智徳に乏しからざる人寡き
に非すと雖とも一般より之を評する時は吾邦僧侶十有
余万中其智徳者は千百中の一だも六かしかる可し然ら
は則ち此等無智無徳の者を改良するを勉めずして其形
容のみを更正せんことに急なるはこれ自ら欺き兼て人
を欺くの論と云可し吾輩は改服論の非なりと云に非ず
其急ならざるを云ふもの也若し改服是急論者の言るゝ
如くよしや吾十有万の僧侶をして洋服を着せしむるも
のとするも古語の謂ゆる獼猴にして冠するの誇りを取
らんのみ故に吾輩記者は其能力あり其活動ありて改服
するは可なりと雖とも其能力なく其活動なき人にして

信施を貪りて洋服を調整する如きは敢て記者輩の冀ふ所にあらずこれ僧侶改服の如何は社会風潮の如何に一任するのみと蓋し修令釈聖の制服なればとて偏袒右肩の制は今日に用なければ服制更正の如きは須らく社会風潮の如何に和伴はさる可らず唯緩急の序を論ずるは世の謂ゆる先導者の本分ならん今や林氏の論結局せるに付聊か記者輩の謾評を附し同意を表するの旨趣を明せり

とあり、僧衣を改め洋服を着て文明社会に入ること主張した。栃木県曹洞宗専門支校の教師である宇田川玉端は「服制改良の可否」で、

嗚呼僧門の時世に迂なる自から笑ふへく又思はさる可けんや抑も制度なるものは時機に随て変更すべきものなり結繩の約なる制度は変して門司の制度となり近くは封建の制度一変して明治立憲政体となり若し制度時に随て変更せされは国歩の危き踵を回さざるに至るや必せり今僧門の服制なるものは其源を尋るに宗徒の遵奉すべき相伝の服制を見聞せず只仏在世に祇支覆肩なる一種ありと爾后種々の服制起り法衣の名称を与へ尊

近代の僧服改正・改良・改造論をめぐって（川口）

敬を自然に受け越ひて今日の勢となれるならん漸々時移り世変して又数十種の服制を立て現に我国の仏家十家派と各々服制区別あるを見てしるべし今の各宗法衣の服制は悉皆仏制より出しものにはあらざるべし仏十二宗の服制を制定せしめ玉ふ理なし然らば現今の着服も非法服なり否仏制の法服なしと断定すべし然らば早く今日に改良し僧侶は時代服を着用すへし然れば則ち服制は時代と共に変更して改良制定せざるへからず又感情より之を陳んに世俗和洋何れに尊敬の念ありや洋服なるべし過去の世に在ては長袖なりしも現在に変して洋服貴服となれり然れば未来は必ず進化と共に筒袖に尊敬の念深きわ当然の理なり爰に或問者あり改良服は信仰を害すへしと決して不然余以為反て真正の信仰を得へし旧服の信仰は天保年度の信者にして其信仰薄弱なり恃むに足らず寧ろ薄弱の信仰を恃んか有為勇進の信仰を恃んか薄弱の信仰は失ふとも有為勇進の信仰は決して失ふへからず若し失ふときは未来何れの信仰を恃んや或問者語尽きて去る既に世俗僧服を見るに凶服の感情を起し葬祭等の外法衣着服の儘在俗へ参入

近代の僧服改正・改良・改造論をめぐって（川口）

すれは僧家の来りし日を以て不吉となし敢為の学生は僧と道路に並立するを恥ち是れ僧風を忌嫌するの感情より起生するなり現今僧服の社会より忌嫌を受ること枚挙に遑あらず今日にして此感情を打破すべきは又僧家の一大急務と謂たるべからず今本論を結ばんと欲するに当て経済の点より之を説て局を了らんとす見よ現今我十五万僧侶の生涯に（五十年余）ありて法衣上に消費する代価は幾計なりや平均一人に付五十円と仮定するに（袈裟は一切除く）総計七百五十万円なり一年に配当するに一ヶ年十五万円なり此巨額の金を無益の法衣上に費し恥ることなく自得然として虚飾を着服するは更に吾輩の解せざる所なり今日より将来社会の進化すると同時に年月を経過するに随ひ我宗教上より出費する教費の繁多なるは非常なるべし今日にして予じめ僧家此用意なくんばあるべからず況んや自今財政の困難なる時に当て豈虚飾の醜服を着し自得然として信徒の施物のみを坐待するの秋にはあらざるべし実に服制改良は経費上よりするも感情制度便利等の諸点更に進んで進化の域より之を論するも改良の鴻益あるは禿

筆の得て尽す所にあらず。今や我本林は内部即ち学科授業法等着々改良の域に進みしにあらずや然れば内部にて満足偏僻して進取の威気を屈せず更に進んで外部の改良に力を尽すは吾等の一大義務と云はざるべからず然るを上陳の活利を知らず単に改良の時早し機到来せずとて一偏に保守主義の思想に牽束せられ一大英断を服制改良に実施し能はざるは抑も何等の原因に出るや余輩更に進んで説を聞んとするものなり諸君知ずや服制改良は既に輿論の一問題たり輿論は時機の到るを代表するものなり然れば時機到来の今日にあらずや若しくは之を今日制止するも輿論の風潮に激せられ又改良説に勢力を起すと今日の比にはあらざるべし西哲テーチーソンの詩に云く時代を通して一の増す所の目的が走る人の考が太陽の昇ると俱に広ると嗚呼氏の一言世界進化の原理を摘発するに足る夫れ然り進化の原理は決して人意の私に制止し左右すべきものにあらざるべし故に第二の服制改良説の勢力を得しは豈偶然に発起せしものにはあらざるなり是吾輩か今回深く服制改良説を主唱せし所以の者は此に原因するものなり

嗚呼今日は何れの日ぞや僧徒安眠高臥の秋にはあらざるへし此秋にして我党独り古制腐法に沈着し活発の運動を放任すへきの時機にあらず進み進んで退く勿れとは曾て西哲か固着の依頼心を打破せし鍼言なり伏て望む満堂の代議諸君よ進み進んで満腔の熱血を吐露し余か本論なる服制改良の可否得失を充分に討論あらんと余は諸君の高説を謹て聴んと欲すといつてゐる。

明治二十三年十一月には、小泉了諦が「僧侶服制論」〔「仏教」第十九号〕を、同二十四年十一月には「袈裟の説」〔「仏教」第三十二号〕を發表し三衣の意義を説いている。明治三十年四月には、軍人政治家の三浦梧楼が『僧服改正論』を著わし、当時の様子を

今や各宗の僧服。多くは体色量如法の仏制を喪ひて。唯その名のみ遺れり。その茲に至りたる所以を思へは。懣慨胸を衝て。言はんと欲して言ふ能はざるものあり。僧服の紊乱非法今日より甚たしきはなし。蓋しその弊源種々あるへしと雖とも。要するに僧侶自ら正知見を失して因果を信せず。仏戒の何たるを知らず。重禁を

近代の僧服改正・改良・改造論をめぐって（川口）

犯して持たさりいしに由るの外ならざるへし。若し僧侶にして。因果を信じ。仏戒を遵奉せば。何ぞ独り法服のみ如此甚しき訛転を招かんや。

嗚呼破弊縫綴の衲衣は。漸く転して錦繡紋綵の華麗と為りその五条七条は。唯た名のみ残りて。紋白緋文白と為り展転変化して。底止する所を知らず。茲に於て乎。世人をして。その非法の袈裟を惡むと共に。仏教そのものを嫌厭し。正法そのものを聞信せざるに至らしめ。遂に仏教をして。今日の悲境に陥らしめたるは。それ將た誰か罪そや。聖誠懇懃立制嚴密なること。諸経律の明説にして固より諸大徳の知る所。吾人愚俗の容喙すべき所にあらず。請ふ情を離れて理に取り。速に非法の衣制を改正して。既墜の正法を挽回せられんことを。

と述べて、諸典籍を引用し説いた。また、

官家は維新の初め。已に業に見る所ありて。是等虚飾的有害無益の制度を。断然廃止し。即ち立教開宗の本儀に基づくべき旨を。令せられたるにあらずや。彼俗よりも俗なる平凡の僧侶に在ては。素より一朝俄に之

近代の僧服改正・改良・改造論をめぐって（川口）

それを改め難かるへしと雖とも。天下有数の高僧。何そ其弊を知て。之れを改むるの勇なきの理あらんや。切に思察せよ。内仏祖の禁止する所。外社会の嫌厭する所と為りたる非法の衣色をは。其本山の高僧たるもの何の理由ありて。自ら之れを着し。何の特権ありて。他をして。之れを着せしむることを得へきや。少しく条理を知るもの、。決して為し得へき所にあらざるべし。

というように、当時の華美な莊嚴を装っている法衣に対し、本来の法衣の精神に帰るべきと僧服の改正論を述べたのである。

明治三十四年には、来馬逐道が僧服改良論を主張し僧服改良会を創立した。来馬は「各宗僧侶の式服を一定せよ」（「仏教」第一七一号）で、

吾人は兎も角も今日に於いて多くの坊さんが、長い袖の衣を着て、ブラ／＼として居るのを賛成することが出来ないのである。

として、「新仏教徒」「新仏教法家」は典拠もない無茶苦茶の衣体をつけて平気でいられるものではない。かえって全廢

して平服のままにいる方がよい。羽織、袴を着ない人は着る方がよいなど、法服改正論というよりもむしろ法服全廢論を唱え、僧侶の服装を俗人と同じようにしていくことを主張した。しかし、一種の式服は定めておかなければならないとして式服の要件を述べ、従来の法衣を改良した新しい式服を提案した。ただ、来馬は世間で衣服改良の声が起こったため、それにかぶれた訳ではないといっており、僧服を今日のままにしておくことに不同意で、僧服改良提案者として宿案を述べているのである。その可否に關しては一層の討究を行い、速やかに各宗共用の式服を一定せられたいともいつている⁽³⁾。

続いて、来馬は「予が僧服改良論の要旨」（明治三十五年二月「仏教」第十八号第一号）において、従来の僧服を体裁上、便利上、經濟上、教理上の四方面から欠点をあげ、僧服改良の必要を説いた。なお、来馬が創立した僧服改良会の趣意と規約をあげてみると、

僧服改良会の創立意

仏教改新の急務は、応に内外俱に之をなすべし、今や、吾人は、熱心其の内面の部に力を尽しつゝ、ありと雖も、

仏教の隆盛が仏教僧侶の尽力に依つて多大の便宜を得らるゝものとせば、少くとも、仏教界全般を通じて着用せらるべき「道服」若くは「教服」とも云ふべきものを作り、以て仏教家の標榜となすを要す、吾人は此趣旨に依りて、まづ本会を組織し、会員諸君の助力を乞ひて、其の様式を攻究し、各々所見を提出して、充分の研究を遂げんとす、乞ふ有志諸君続々入会して、本会の為に一臂の力を吝むこと勿れ

僧服改良会規約

(一) 本会は、各宗に通じて、仏教家の被着すべき服装を制定し、従来の不規律なる法服に代ふるを以て

目的とす

(二) 何人にも本会に加入するを得

(三) 本会はまづ左の諸項に基き僧服改良に関する会員の意見を徴集し精細の討究を経るものとす

一、法服

二、帽子 (道中用、法式用の二種)

三、袈裟 (平生用、法式用の二種)

四、履物 (晴天、雨天、屋内、屋外法式用)

近代の僧服改正・改良・改造論をめぐつて (川口)

五、袴、裙子の類 (色、地合等の各項)

六、数珠、扇子其他の所持品

七、道中用、若くは雨天用の外套

(四) 本会々員の意見は「仏教」紙上に掲載し、必要の場合には挿絵を用ひて、詳細に説明し、会員の批判を待つものとす

(五) 本会は、各会員の意見を集めたる後、各宗先輩の鑑査を乞ひ、雛形を調製して「仏教」紙上に其の写真を掲載す

(六) 本会々員は本会の趣旨を世に流布するは勿論、此趣意を実行するを怠るべからず

(七) 入会者は、はがきを以て本会に通知すべし

(八) 本会は会費を要せず、但し時々会合をなす時は、臨時に席費を徴収することあるべし

以上は本会の規定なり、吾人は、唯だ、「ダラシ」なき僧服を改めて、新世紀に適したる法服を得ば、足れり、冀くは有志諸君、入会に躊躇し玉はざれ、

東京浅草区新谷町 (日本仏教協会内)

僧服改良会

とあり、新世紀に適した法服を得るために入会をすすめて
いる。

大正年間になると、大正六年七月には栗山泰音が『僧侶
家族論』（桜樹下堂）を著わし、「第四十二章 俗化せる宗
門僧侶の服装」で

今の宗門の僧侶の服装は大に俗化し、その道中衣の如
き、概ねみな褌衫裙子の変体略体たる直綴（ママ）すら之を
着せず、被布（ヒフ）または道行（ミチユキ）と称する在家婦人用の衣服の
上着（ウハギ）の如き物、或は改良服などいへる一種変体の法衣
代用の如き物を被することもある。是れ併しながら時
代の要求なるものであらう。

と改良服は一種変体の法衣の代用とっており、俗化せる
宗門僧侶の服装としては、

縞物（シマモノ）の羽織（シマモノ）にセルの行燈袴を着せる者もあれば、紋付
羽織（シマモノ）に何平とかの袴（ハカマ）を穿つ者もある。更に進んで洋服
に中山帽といふ扮装もある。

という。そして栗山は「法式と法服の改造」（大正十三年
二月「中央仏教」第八卷第二号）で、自分は改良服を着
用せず、改良服は改悪服になるといい、改良服を現代より

取り残された落伍者の表彰と評した。また、いかなる名案
の下に改良発明せられても現時の改良服と差はなく効果も
ないという。法衣の改造とは坊主芝居の旅役者でない質素
儉約のものでなければならぬといっている。

大正十二年には、色衣の廃止について批判や検討がなさ
れた。「中央仏教」第七卷第四号には高島米峰「色衣廃止
か僧侶廃止か」、窪川旭丈「色衣は廃止よりも解放へ」の
両稿、同第七卷第六号には来馬琢道「仏教徒の法衣被著に
就て」、山田一英「色衣廃止を痛論す」を発表している。
色衣は僧侶及び檀信徒の虚栄心に応じて等級が定められ、
それによって各本山は課金を徴集しており、本山の財源な
どを考える場合、色衣廃止は困難である。そのため僧服の
革新は、色衣廃止の断行とまでいっている。

このようにながめてくると、明治期には僧服改正、改良
論が唱えられたが、大正期には僧服改造論が出てきたので
ある。

五 近代化によって改良された略法衣

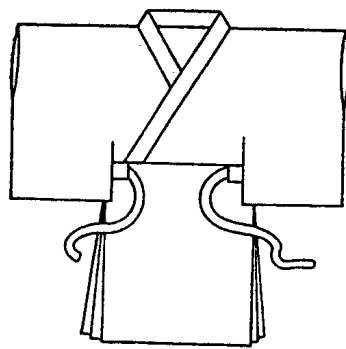
略法衣は法衣（直綴）を簡略化したもので、略衣、改良

衣、改良服ともいわれている。それは、

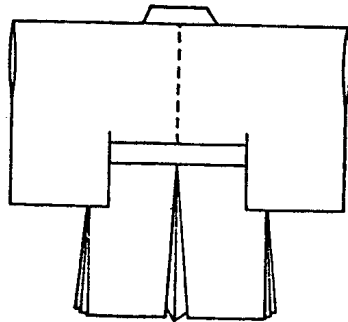
- 一、袖は小さくする。
 - 二、裳のひだの数を少なくする。
 - 三、裳の脇ひだはつける。
 - 四、腰つぎはつける。
 - 五、色は黒とするが、法衣の色と同じく木蘭、紫とすることもある。
 - 六、四つ紐を以って身につける。
- のようにしたものであったが、⁽⁴⁾来馬琢道は、その要件として

- 一、僧侶たる威儀を失はざること。
 - 二、歩行に便ならしむること。
 - 三、なるべく動作に差支なからしむること。
 - 四、袈裟を搭ぐる遺風を存すること。
 - 五、皮膚の現れざるようにすること。
 - 六、風吹き又は動揺等のため威儀を崩さざること。⁽⁵⁾
- ともいっている。来馬の提案した式服は図1のようで、大正十三年九月の「曹洞宗僧侶服制」の「略服ノ裁制図」をみると図2のようになっており、細部は異なっている。

近代の僧服改正・改良・改造論をめぐって（川口）



式服の前面図

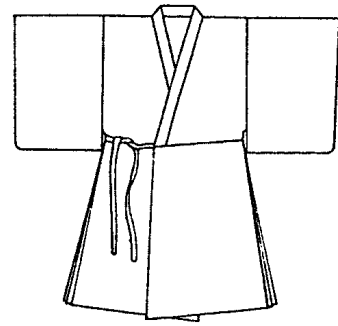


式服の背面図

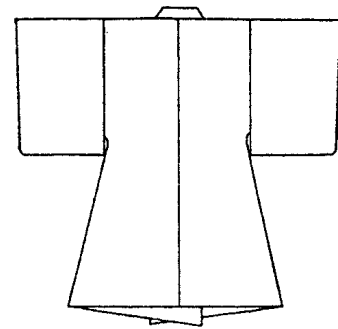


来馬琢道提案の式服

図1



略服の前面図



略服の背面図

図 2

- 略法衣が成立した規準は、
- 一、直褌の裳の取扱いを簡略化したもので、ひだの数を少なくした。
 - 二、袖が広く大きいものであったのを小袖の大きさにした。

このように、法衣の布地の儉約と日常生活の行い易いものへと改めた経済的、実益的な考えをとり入れたものである。したがって、略法衣は洋服の影響による僧服の近代化によって改良されたもので、実益的には和服の着物になら

って改良されたものであることが明らかになるのである。

注

- (1) 久馬慧忠『袈裟のはなし』（平成元年五月 法蔵館）八十八頁に所収している井筒雅風「現代僧侶の正装と略装」、『日本の風俗史』（平成五年一月 政府官公領布会）七十四頁の「現代の僧侶の服装」に各宗派ごとの正装と略装を図示し説明されている。
- (2) 拙著『曹洞宗の袈裟の知識』（昭和五十九年四月 曹洞宗事務庁）一五一頁以下でも明治、大正、昭和期の服制規程の変遷をみており、詳しくは拙著を参照されたい。
- (3) 来馬琢道「僧服改良論続稿」（明治三十四年七月 「仏教」第一七三号）で述べている。
- (4) 井筒雅風『法衣史』（昭和四十九年十月、雄山閣出版）二九五、二九六頁の道服、改良衣からまとめてみた。
- (5) 来馬琢道「各宗僧侶の式服を一定せよ」（明治三十四年五月 「仏教」第一七一号）九十二頁。